農　地　等　使　用　貸　借　契　約　書

　貸主及び借主は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより使用貸借契約を締結する。

　この契約書は、２通作成して、貸主及び借主がそれぞれ各１通を所持する。

　　　　令和　　年　　月　　日

　　貸　主（以下、「甲」という。）

　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　氏　名

　　借　主（以下、「乙」という。）

　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　氏　名

１．　目　的

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して別表１に記載する土地その他の物件（以下、「本件物件」という。）を貸し渡し無償で使用させることを約し、乙はこれを借り受けた。

２．　期　間

（１）使用貸借の期間は、令和　　年　　月　　日より　　年間とする。

（２）甲又は乙が、使用貸借期間満了の３ヵ月前から１ヵ月前までの間に、相手方に対して更新の旨を通知しないときは、使用貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

３．　善管義務、転用等の禁止

（１）乙は、本件物件について、善良なる管理者の義務をもって、これが維持管理に当たらなければならない。

（２）乙は、甲の承諾ある場合を除き、本件物件を第三者に使用収益させ、又は転貸してはならない。

４．　修繕及び改良

（１）本件物件の修繕及び改良が、土地改良法に基づいて行われる場合には、同法の定めるところによる。

（２）本件物件の修繕は、甲が行う。

ただし、緊急を要する場合その他甲が行うことができない事由があるときは、乙が行うことができる。

（３）本件物件の改良は、乙が行うことができる。

（４）修繕費又は改良費の負担、又は償還は、別表２に定めたものを除き、民法及び土地改良法に従う。

５．　経常経費

（１）本件物件に対する租税は、甲が負担する。

（２）潅がい排水、土地改良等に必要な経費は、原則として、乙が負担する。

（３）租税以外の公課等で（２）以外のものの負担は別表３に定めるもののほかは、その公課等の支払義務者が負担する。

（４）その他本件物件の通常の維持保存に要する経常費は、借主が負担する。

６．　本件物件の返還

使用貸借契約が終了したときは、乙は遅滞なく甲に対して、本件物件を現状に復して返還する。

ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りでない。

７．　この使用貸借に附随する権利又は義務

８．　契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

９．　その他

その他、この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

別表１　土地その他の物件の目録



別表２　修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

別表３　公課等負担に係る特約事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |